

質問第一〇五号

いわゆる「ふつこう割」に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和元年十二月六日

芳賀道也

参議院議長 山東昭子 殿



いわゆる「ふつこう割」に関する質問主意書

今年の台風十五号及び十九号による風水害の被害を受けた地域への旅行客に対して五千円の補助を行う制度、いわゆる「ふつこう割」がいち早く決定された。これは、被災地域の観光支援を通じて災害復旧の後押しにもつながる素晴らしい取り組みである。

「ふつこう割」の対象区域は、台風十五号及び十九号による被害を受けた岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県及び静岡県の十四都県である。しかしながら、旅行客のキャンセルや風評被害のあつた山形県は「ふつこう割」の対象区域に含まれていない。山形県内でも台風十五号及び十九号による被害が複数あつたことから、山形県を「ふつこう割」の対象区域とすべきではないかと考えるが、政府の見解如何。

右質問する。